

## 津市パブリックコメント手続に関する要綱

平成19年3月16日訓第4号

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な計画、条例等（以下「計画等」という。）の意思決定過程における住民等の参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって住民等との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、計画等の策定に際し、当該計画等の案その他必要な事項を公表し、それに対し住民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、提出された意見等に対する考え方を公表するとともに、有益な意見等を考慮して当該計画等に係る意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「住民等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本市の区域内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有する者

3 この要綱において「実施機関」とは、本市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に規定する執行機関をいう。）その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）をいう。

### (適用除外)

第3条 この要綱の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 実施機関が計画等の案について迅速又は緊急に決定する必要があると認めるとき。
- (2) 実施機関が計画等の案の内容について軽微な変更であると認めるとき。
- (3) 実施機関が計画等の案の内容について裁量の余地がないと認めるとき。
- (4) 計画等の案に関し住民等の意見を聴取する手続が法令等において定めら

れているとき。

- (5) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するとき。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等本市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 本市の基本的な制度を定める条例
  - イ 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの  
(計画等の案の公表等)

第5条 実施機関は、計画等に係る意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の案を、当該計画等を作成した趣旨及び目的と併せて公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表しようとするときは、当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 本市のホームページへの掲載
  - (2) 計画等の案を所管する課等、情報公開室その他実施機関が必要と認める場所における閲覧及び配布
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 実施機関は、前条の規定により公表しようとするときは、本市の広報紙及びホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により、広く住民等に周知するよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、前条の規定により公表するときは、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提出に関し必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、意見等を提出するために必要な期間を勘案し、計画等の案の公表の日から30日以上期間を定めて、意見等の提出を受けるものとする。ただし、30日以上期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日を下回る期間を定めることができる。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする住民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記するものとする。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）第7条に規定する不開示情報に該当するものはこの限りでない。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正の内容

3 第6条第1項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(パブリックコメント手続の特例)

第10条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関その他これに類するものの議を経て計画等を策定しようとする場合において、当該附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件の一覧表を作成し、本市のホームページへの掲載により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後に策定される計画等（この訓の施行の際現に策定の過程にある計画等で住民等から意見等を募集する手続を実施したものを除く。）について適用する。